

警察用船舶運用規程

平成6年9月30日
兵庫県警察本部訓令第29号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、警察用船舶（以下「船舶」という。）の効果的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 船舶に勤務する警察官（以下「船舶警察官」という。）及び警察官以外の警察職員（以下「船舶職員」という。）は、相互に連携して、水上における安全と平穩を確保することを任務とする。

(運用方針)

第3条 地域部長は、船舶の総合的な運用を図るものとする。

2 地域部地域企画課長は、総務部装備課長、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）及び船舶の配置を受けた警察署（以下「配置署」という。）の署長（以下「配置署長」という。）と連携し、船舶の特性が発揮されるような運用を図るものとする。

3 配置署長は、通信指令課並びに地域警察の活動単位及び警察用航空機との連携に配慮するとともに、事件、事故等の時間的、季節的発生状況等の地域的特性を考慮し、船舶の計画的かつ重点的な運用に努めるものとする。

4 配置署長は、自署の管轄する水域（以下「管轄水域」という。）以外の水域のうち、広域運用対象水域区分表（別表）に定める配置署ごとの水域（以下「広域水域」という。）においても船舶による警察活動（以下「船舶活動」という。）を行うものとする。

5 配置署長は、広域水域における船舶活動（以下「広域運用」という。）を行うときは、通信指令課長に通報しなければならない。これを終了するときも同様とする。

第4条 船舶警察官は、事件又は事故の処理に当たっては、船舶職員と連携して、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行うものとする。

2 船舶警察官の事件、事故の処理基準は、別に定める。

3 配置署長は、船舶警察官が広域運用により取り扱った事件、事故等は、必要な初動措置を講じた後、原則として、当該水域を管轄する警察署の署長（以下「管轄署長」という。）に引き継ぐものとする。ただし、管轄署長と協議して処理方法を別に定めた場合は、この限りでない。

(制服の着用)

第5条 船舶警察官は、常に制服を着用しなければならない。ただし、所属長が承認した場合は、この限りではない。

2 船舶職員は、警察官及び交通巡視員以外の警察職員に対する被服等の貸与に関する規則（昭和45年兵庫県公安委員会規則第6号）に定める被服等を着用しなければならない。ただし、所属長が承認した場合は、この限りではない。

第2章 勤務制及び運用

(勤務種別)

第6条 船舶警察官及び船舶職員（以下「船舶勤務員」という。）の勤務は、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）に定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第7条 勤務時間の割振りは、おおむね次の表に掲げる基準に従って、所属長が定める。

区 分	勤務時間の割振り基準
当 番 日	指 示 等 1 時間 船舶警ら 7 時間 点検整備 1 時間 待 機 6 時間30分
日 勤 日	指 示 等 1 時間 船舶警ら 4 時間 点検整備 1 時間 待 機 1 時間45分

(休憩)

第 8 条 船舶勤務員は、所属長の指定する場所において休憩を行うものとする。

(運用)

第 9 条 船舶勤務員は、配置署の地域課（地域第一課、地域第二課及び地域第三課を含む。）に所属させ運用する。

第 3 章 幹部の職務分担等

(幹部の職務分担)

第10条 配置署に船舶担当官、活動責任者及び活動副責任者を置く。

2 船舶担当官は、地域官又は地域交通官をもって充て、船舶活動の運営及び管理並びに船舶勤務員に対する全般的な指揮監督及び指導教養に当たる。

3 活動責任者は、地域課長（地域第一課長、地域第二課長及び地域第三課長を含む。）をもって充て、船舶活動に関する企画及び立案、各課との連絡及び調整並びに船舶勤務員に対する指揮監督及び実践的な指導教養に当たる。

4 活動副責任者は、地域企画係長をもって充て、船舶の活動計画の立案及び各課又は各係の船舶勤務員との連絡及び調整に当たる。

(指令係長の特例)

第11条 指令係長は、事件、事故等発生時における初動措置のため、船舶勤務員に指令を行うことができる。この場合において、当該事件、事故等に係る指揮については、活動責任者又は宿直責任者の指揮を受けて、その職務を代行するものとする。

第 4 章 活動計画等

(基本計画)

第12条 削除

(年間計画)

第13条 配置署長は、管轄水域及び広域水域における常時警戒体制を確立し、各種警察事象に即応する船舶活動を推進するため、年間の船舶の活動計画を地域部長が定める様式の警察用船舶年間活動計画表により策定し、1月15日までに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(月間活動計画)

第14条 配置署長は、船舶活動を計画的に行うため、翌月の活動計画については地域部長が定める様式の警察用船舶月間活動計画表により、翌月の活動の基準となる勤務例については基本勤務例策定表（地域関係備付け文書の指定及び取扱要領について（平成元年兵警ら例規第

28号。以下「文書例規」という。) 様式第3号) により策定し、25日までに本部長に報告しなければならない。

(当務活動計画)

第15条 活動責任者、活動副責任者又は指令係長(以下「活動責任者等」という。)は、船舶勤務員の当番日及び日勤日(以下「当務日」という。)ごとに、当該当務日における船舶活動について、次に掲げる事項を内容とする当務活動計画を策定しなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき、当日実施すべき事項
- (2) 船舶勤務員の配置及び勤務区分
- (3) 船舶活動に必要な時間、場所及び活動内容
- (4) 指揮監督及び指導教養の重点並びにその実施に必要な時間、場所、方法
- (5) 船舶活動に当たって配慮すべき事項

2 船舶勤務員は、前項の当務活動計画に基づき、次に掲げる事項を内容とする船舶ごとの当務活動計画を定め、活動責任者等に報告の上、実施するものとする。

- (1) 重点実施事項
- (2) 時間ごとの活動の場所、方法及び内容

(計画の補正)

第16条 前3条に規定する計画については、治安情勢の推移、船舶勤務員の活動実態等を常に検討し、実情に即しないと認めるときは、適宜補正の措置をとらなければならない。

2 配置署長は、年間活動計画又は月間活動計画について、補正の措置をとったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

3 船舶勤務員は、当務活動計画を変更する必要があるときは、活動責任者等に報告しその承認を得なければならない。

(当務日における活動状況の記録及び報告)

第17条 船舶勤務員は、当務日における活動状況を、その都度、活動責任者等に報告するとともに、その状況を活動記録(警察用船舶用)(文書例規様式第23号)に記録しておかなければならない。

(通報連絡)

第18条 船舶勤務員は、警察活動上参考となる事項を掌握したときは、その内容を活動責任者等を通じて当該事項を主管する課長又は係長に通報しなければならない。

2 地域警察以外の業務を担当する課長又は係長は、防犯上注意を要する場所、危険物取扱場所、犯罪の発生及び船舶活動上参考となることを掌握したときは、活動責任者等を通じて船舶勤務員に連絡しなければならない。

第5章 船舶活動等

(船舶に置く職)

第19条 配置署長は、船舶の乗船単位ごとに、艇指揮及び船長を置き、総トン数20トン以上の船舶にあつては、艇指揮及び船長のほか機関長等を置く。

2 艇指揮は、巡查部長以上の船舶警察官をもって充て、乗船単位の船舶活動の指揮に当たる。

3 船長は、当該船舶に応じた小型船舶操縦士免許又は海技士(航海)に係る海技士の免許を受けている船舶勤務員をもって充て、船舶の運航に当たる。

4 機関長等は、当該船舶に応じた海技士(機関)に係る海技士の免許を受けている船舶勤務員をもって充て、総トン数20トン以上の船舶の機関運転に当たる。

(勤務開始時の指示等)

第20条 配置署長は、船舶勤務員に対して、勤務開始時に、署において点検のほか、必要により指示、教養、手配等(以下「指示等」という。)を行った後配置するものとする。ただし、指示等は状況により、活動責任者等を通じて伝達させることができる。

2 船舶勤務員は、就勤したときは、直ちに活動責任者等に就勤時刻を報告しなければならない。

(船舶警ら)

第21条 船舶警らは、次に掲げる活動により行う。

(1) 通常船舶警ら

管轄水域を警らし、犯罪の予防検挙、水上交通の指導取締り、災害事故の防止等の活動及び訪船活動（停泊中の警察用船舶以外の船舶（以下「一般船舶」という。）を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止等必要があると認められる事項の指導連絡及び意見、要望等の把握に当たることをいう。）を行う活動。

(2) 広域船舶警ら

広域水域を警らし、犯罪の予防検挙、水上交通の指導取締り、災害事故の防止等の活動及び訪船連絡を行う活動。

2 配置署長は、気象状況、船舶の故障その他の理由により船舶警らを行うことが適当でないと認めるときは、沿岸の警ら等の活動に代えることができる。

(点検整備)

第21条の2 点検整備は、船舶及び船舶に備付けの装備資器材の点検整備を行うものとする。

(待機)

第22条 待機は、事件、事故等が発生した場合において直ちに出勤できる体制を保持しつつ、施設内において、施設及び装備資器材の点検整備、書類の作成整理又は願ひ届けの受理に当たるものとする。

2 待機場所は、所属長が指定する場所において行うものとする。

第23条 特別活動は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 緊急配備のための活動

(2) 事件、事故が発生した場合の現場等における活動

(3) 水難救助、行方不明者の捜索等のための活動

(4) 特定の施設等の警戒警備のための活動

(5) 雑踏警備のための活動

(6) 水難救助等の訓練のための活動

(7) その他所属長が必要と認める活動

(運用水域の情勢の把握と資料化)

第24条 船舶勤務員は、管轄水域及び広域水域について、次に掲げる事項を把握するとともに、資料化するように努めなければならない。

(1) 事件、事故等の発生状況

(2) 防犯上注意を要する一般船舶及び水域

(3) 港湾施設の構造及び配置状況

(4) 潮位、潮流の方向、速さ等の状況

(5) 岩礁の位置、水深等の地形状況

(6) 海上施設、警戒警備を要する施設等の設置状況

(7) 雑踏警備活動を要する催物状況

(8) その他船舶の活動に必要な事項

第6章 指揮監督及び指導教養等

(指揮監督及び指導教養)

第25条 活動責任者は、船舶勤務員の勤務場所において、指揮監督及び指導教養を行わなければならない。

2 前項の指導監督及び指導教養に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 具体的な目標を定め、計画的に実施すること。
- (2) 船舶勤務員の勤務意欲、勤務規律、文書の作成整理等の事務処理、船舶及び装備資器材の維持管理、活動の実績等の詳細を把握すること。
- (3) 所要の指揮監督及び指導教養は機を失せず行うこと。

(指導監督及び指導教養結果の確認等)

第26条 船舶担当官及び活動責任者は、船舶勤務員に対する指揮監督及び指導教養の結果の確認に努めなければならない。

- 2 船舶担当官及び活動責任者は、船舶勤務員に対する指揮監督及び指導教養の実施状況を指導監督日誌(1)(文書例規様式第6号)又は指導監督記録(文書例規様式第9号)に記録しておかなければならない。

第7章 船舶の派遣要請等

(派遣要請)

第27条 所属長(配置署長を除く。)は、水難救助、特定施設等の警戒警備、雑踏警備、各種法令違反の取締り等のため、船舶の必要があると認める場合には、地域部長が定める様式の警察用船舶派遣要請書により、地域部長に船舶の派遣を要請することができる。

- 2 地域部長は、前項に規定による派遣要請を受けたときは、その必要性、船舶の性能等を考慮して、配置署長に対し、船舶の派遣を命ずるものとする。
- 3 所属長(配置署長を除く。)は、緊急を要するときは、第1項の規定にかかわらず配置署長に対し、直接、電話により船舶の派遣を要請することができる。この場合において、事後速やかに地域部長にその内容を報告しなければならない。
- 4 配置署長は、前項に規定による派遣要請を受けたときは、特に支障のない限り、船舶を派遣しなければならない。
- 5 第2項及び前項の規定により派遣された船舶勤務員に対する指揮は、派遣を要請した所属長が行うものとする。

(船舶活動訓練)

第28条 地域部長は、船舶勤務員の操船技能、通信技能の習熟等を向上させるため、警察用航空機等と連携を図った訓練を毎年1回以上実施するものとする。

- 2 配置署長は、水難救助、不審船の追跡、捕そく要領等の訓練を毎年1回以上実施するものとする。

第8章 補則

(活動状況等の報告)

第29条 配置署長は、毎月の船舶活動の実施状況については地域部長が定める様式の警察用船舶活動状況表により、毎月の船舶活動による取扱状況については地域部長が定める様式の警察用船舶取扱状況表により、翌月の10日までに本部長に報告するものとする。

- 2 配置署長は、4月1日現在の船舶勤務員の年齢構成、勤続年数及び各種資格取得状況を、地域部長が定める様式の船舶勤務員状況表により、同月15日までに本部長に報告するものとする。
- 3 配置署長は、船舶の活動中において各種法令違反を検挙した場合、船舶を損傷した場合及び水難救助等の事案を取り扱った場合は、地域部長に即報するものとする。
- 4 配置署長は、船舶の運用訓練を実施した場合は、訓練終了後、地域部長に書面報告するものとする。

(細則の制定)

第30条 配置署長は、この規程の船舶の運用に関する基準について必要な細則を定め、本部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

